満３歳以上限定小規模保育事業の創設について

国家戦略特区で認められていた「満３歳以上限定小規模保育事業」が全国展開され、従来の小規模保育に加え、満３歳以上の子どもだけを対象とする小規模保育事業が新たに実施できるようになりました。

① 改正のポイント

- 満３歳以上の子どもだけを預かる小規模保育事業を創設
- 設備・職員配置などの基準を整え、多様な保育の選択肢を確保
- 連携施設と協力し、保育内容の支援や代替保育を確保

② 制度のイメージ（従来との違い）

従来の小規模保育



原則０～２歳児
（地域の事情等により３歳以上児の受入れも可能）

定員
6～19人

新たな選択肢 満３歳以上限定小規模保育事業



対象年齢
満３歳以上
（3～5歳）

定員
6～19人

③ 主な基準（満3歳以上限定の場合）

設備（面積等）

- 保育室・遊戯室：１人あたり 1.98㎡以上
- 屋外遊戯場等：１人あたり 3.3㎡以上（近隣の代替場所も可）

職員配置

- 保育士を配置

年齢別配置基準 ＋１人

（例）３歳児 15 対１、４・５歳児 25 対１

連携施設

- 保育内容の支援（助言・交流など）
- 合同保育による集団保育の機会の確保
- 必要時の代替保育

ⓘ 満３歳以上限定小規模保育事業では、連携施設による卒園後の受け皿確保に係る連携要件は対象外です。

④ 家庭的保育事業等の主な事業類型

事業の種類	定員	主な対象・特徴
家庭的保育事業	５人以下	家庭的な環境で保育
小規模保育事業Ａ型 今回の改正対象：満3歳以上限定	6～19人	・標準的な小規模保育 ・満３歳以上限定の事業も実施可能（３～５歳のみ）
小規模保育事業Ｂ型	6～19人	保育士以外の保育従事者も配置可能
小規模保育事業Ｃ型	6～10人	少人数での保育
居宅訪問型保育事業	子ども１人	家庭を訪問して保育
事業所内保育事業（小規模型）	19人以下	事業所の従業員の子ども等を保育
事業所内保育事業（保育所型）	20人以上	比較的規模の大きい事業所内保育

⑤ 子ども・子育て支援法上の認定区分（参考）

認定区分	対象年齢	主な利用施設
１号認定（教育認定）	満３歳～就学前	幼稚園・認定こども園（教育利用）
２号認定（保育認定）	満３歳～就学前	保育所・認定こども園・満３歳以上限定小規模保育など
３号認定（保育認定）	０歳～２歳	保育所・小規模保育・家庭的保育など

ポイント

- 新たに「満３歳以上限定」の小規模保育事業が全国で実施可能となり、Ａ型での実施となります。
- 既存の小規模保育事業（0～2歳中心）と同じ基準で、設備・職員配置を満たすことで実施できます。